

平成 29 年度 第 2 回理事会議事録

開催日：平成 29 年 6 月 11 日（日）

時 間：10：00 ～ 12：00

場 所：兵臨技 研修センター

出席者：中町、真田、松田、井垣、山中、佐藤、竹川、渡辺、綿貫、鳥居、内川、小西、
藤原、澁谷、中島、矢野、住ノ江、中山監事、春藤監事、富永参与

欠席者：坂本、池本

- ・ 現在の理事数 19 名
- ・ 理事 17 名の出席により会議は有効裡に開催された。
- ・ 議事録署名人の選出：中町祐司、中山監事を選出した。

議題

I 会長報告と審議（報告者：中町会長）

【報告事項】

1. 平成 29 年度第 1 回兵庫県合同輸血療法委員会（5/20）
在宅の輸血などについて
2. 兵庫県プライマリ・ケア協議会（6/1）
平成 29 年度兵庫県プライマリ・ケア研究集会
開催日：平成 29 年 12 月 17 日（日）
内容：地域支援事業の在り方を問う。各種団体のできること

【審議事項】

1. 第 23 回神戸臨床検査フォーラムの共催
シンポジウム：がん診断と臨床検査
 - 1) 「血漿中 DNA・RNA の臨床検査の可能性」
 - 2) 「Liquid biopsy による体細胞性がん診断」
 - 3) 「Liquid based cytology（液状化細胞診）の現状と応用について」
 - 4) 「抗がん剤耐性膵臓がんの新規マーカー探索」（仮）特別講演 「がん細胞はなぜ腫瘍マーカー分子を産生するのか？」
→ 承認された（反対 0）。
2. 災害時の対応について兵庫県健康福祉部医務課と打ち合わせをする。
6 月中旬以降
→ 承認された（反対 0）。参加者：中町、坂本、真田
3. 平成 29 年度兵庫県プライマリ・ケア研究集会の演者
→ 内容：臨床検査技師が地域包括ケアに関われることを提案する。
演者：坂本公益部長に打診する。
栄養士会の活動：人材育成と患者にカンガルーポケット手帳を配布している。（春藤監事）

II 部局報告と審議

〔事務局〕（報告者：山中事務局長）

【報告事項】

1. 「兵庫県高齢者特別賞表彰」の候補者推薦（90歳以上）→該当者なし
2. 第4回日本医療安全学会学術総会→HPアップ（5/1）
3. 日臨技より会費の送金あり
4. 病棟業務に必要な能力開発実践研修会の案内→HPアップ（5/1）
5. 病棟業務に必要な能力開発実践研修会→HPアップ（5/1）
～臨床検査を行うために必要な前行程の集中型能力向上トレーニング～
6. 厚生労働大臣表彰の決定について→真田 浩一副会長
松田 武史副会長
綿貫 裕学術部長
7. 日臨技創立65周年・法人化55周年記念式典（6/23）
8. 日臨技 優秀演題賞 渡邊勇氣会員（神戸大学医学部附属病院）
9. 糖尿病ステップアップセミナー（7/9）後援名義について→承認
10. 平成29年度兵庫県公衆衛生協会中央研究会における演題及び演題原稿の募集について→HPアップ（5/12）
11. 平成29年第1回兵庫県合同輸血療法委員会（5/26）→中町会長
12. 季刊誌「ピペット」配布協力施設についてのご報告ならびにお願い→定期発送、HPアップ（5/17）
13. 検体採取等に関する厚生労働省指定講習会の受講率促進へのお願い→定期発送
14. 日本医療機能評価機構「医療安全情報」（輸血中の四肢からの採血）→HPアップ（5/25）
15. 第48回日本看護協会 慢性期看護 学術集会→中町会長
16. 日本臨床検査技師連盟加入促進のお願い→HPアップ（5/29）
17. 平成29年度兵庫県公衆衛生協会団体会費の納入（5,000円）について→振込
18. 新潟大学医歯学総合病院 資金提供状況の公表にかかる同意について→同意
19. 平成30年度政府・兵庫県・神戸市予算編成に対する最重要事項の提出について
20. 兵庫県医師会より、魚橋武司先生の叙勲受章祝賀会案内→祝電
21. 「医療法等の一部を改正する法律案」に関する経過報告並びに周知のお願い
→一斉メール
22. 東播磨圏域新型インフルエンザ対策協議会代表者→山中
病原性の高い新型インフルエンザ医療部会代表者→県立加古川医療センターへ依頼中
23. 事務員寸志6/10支給→会長・副会長・事務局担当理事のメール審議にて承認

【審議事項】

1. 臨時職員就業規則（案）（資料1）
→ 承認された（反対0）。
解雇時の条件についての詳細は入れなくて良いのか（小西）
今後の改正で追記していく。

2. 役員候補者選出委員について
 神戸地区 土井 真弓 氏（川崎病院）
 阪神地区 大西 且訓 氏（近畿中央病院）
 東播地区 笹野 隆生 氏（明石医療センター）
 西播地区 島田 一彦 氏（兵庫県臨床検査研究所）
 丹但地区 鳥井 睦美 氏（日高医療センター）
 → 承認された（反対0）。
3. 平成29年度兵庫県公衆衛生協会長表彰（公衆衛生功労）被表彰者の推薦について
 平成29年度公衆衛生事業功労者表彰（日本公衆衛生協会）の候補者推薦について
 （締切7/19）
 → 持ち帰りで考え、候補者名を山中事務局長に連絡する。
5. 兵庫県地域医師超音波ハンズオンセミナー2017の後援名義について
 → 承認された（反対0）
6. 第23回神戸臨床検査フォーラム共催について
 → 承認された（反対0）。
7. サクラファインテックジャパン株式会社後援名義申請書2017/1/13について
 → 承認された（反対0）。

〔総務部〕（報告者：佐藤総務部長）

【報告事項】

1. 会員数、施設数

	平成29年度(2017)						
	会員数	会員数内訳			年会費入金内訳		
		継続	入会	兵臨技のみ	入金済 (うち送金待)	免除	未入金
平成26年度末	1541						
平成27年度末	2204	2014	190	526	2170(0)	18	16
平成28年度末	2258						
4月23日	2206	2168	38	437	2078(20)	17	111
6月5日	2264	2166	98	451	2150(36)	21	93

※免除：今年度分の会費入金後（他府県）に兵臨技に移動されたため会費免除扱い
 → どういう扱いにするかを7月の近畿理事会で検討する。

	施設数		会員数	
	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年
	4月23日	6月5日	4月23日	6月5日
神戸地区	132	133	876	900
阪神地区	56	56	464	476
丹但地区	15	15	101	103
東播地区	51	50	396	407
西播地区	42	45	363	372
その他	0	1	6	6
合計	295	300	2206	2264

2. 兵臨技ホームページの求人掲示板について申請入力内容を確認、修正できる画面を追加要望した。

【審議事項】

1. 定時総会について

平成29年6月11日（日）13：00～

議長：県立尼崎総合医療センター 駒井 隆夫 会員

書記：神戸大学医学部附属病院 渡邊 優子 会員

13：15～

「功労賞」製鉄記念広畑病院 喜多 博文 氏（きたひろふみ）、

県立尼崎総合医療センター 新田 篤史 氏（にったあつし）

「学術奨励賞」県立加古川医療センター 三村 喜彦 氏（みむらよしひこ）

「兵庫県健康財団会長表彰がん予防功労」

宝塚市立病院 小松 敏也 氏（こまつとしや）

「兵庫県公衆衛生協会会長表彰」

兵庫医科大学病院 和田 恭直 氏（わだやすなお）欠席

「兵庫県自治賞」姫路赤十字病院 綿貫 裕 氏（わたぬきゆたか）

14：00～15：30 講演会

「在宅医療と臨床検査技師のかかわりについて」

兵庫県医師会常任理事 北村嘉章（きたむらよしあき）先生

15：30～16：00 日臨技事業案内

→ 承認された（反対0）。

2. 技師会保有の蔵書の掲示と図書貸出しについて

HP アップ案内文、図書一覧、図書貸出記録

→ 承認された（反対0）。HP で案内する。

3. 入会に関わるトラブルが多発し事務作業が煩雑化

1) 「兵臨技」の入会方法がわからない旨の問合せ多数（ピーク時5～6件/週）

2) 「日臨技+兵臨技」に同時入会

→ 日臨技に全額払っているが兵臨技にも5,000円を振り込み、返金作業が発生

(14 件)

- 兵臨技に全額払ったため、返金作業が発生 (1 件)
- 3) 「日臨技」に入会した後に「兵臨技」に入会
 - 兵臨技にさらに入会金 2,000 円を振り込み、返金作業が発生 (1 件)
- 4) 「兵臨技」のみに入会
 - 入会が H28 以前の再入会者だったため、入会金 2,000 円の返金作業が発生 (1 件)
- 5) 賠償責任保険加入者で申込期限 (前月 20 日) と金額が合わず返金作業が発生 (1 件)

加入日(加入期間)	保険料
○ 2017年4月1日から(12ヶ月)	2,950円
○ 2017年6月1日から(10ヶ月)	2,460円
○ 2017年8月1日から(8ヶ月)	1,970円

現在の入会方法 (兵臨技ホームページ 兵臨技紹介 → 入会のご案内) がわかりにくいため、改訂案 (資料 2) に変えたい。

- 下記の文言訂正後、承認する (反対 0)。
改訂案中に入会金 (免除) は文章を変更。
兵臨技のみ入会の欄に、日臨技との同時入会を推奨する旨を追記。
Q&A を作成すればよい (住ノ江) → 変更後追加していく。

〔経理部〕 (報告者: 竹川経理部長)

【報告事項】

1. 広告状況について (5/31 現在)
 - 事務所から、賛助会員に企業参加のお願いメールをする。
2. 予算管理月報について (5/31 現在)
3. G 表について (5/31 現在)
4. 事務所エアコン工事 6/12・13 実施予定
 - 見積もりをとった業者ではないが、兵臨技の持ち出しは 60 万円のみ。
今後の費用については管理会社が負担する。

【審議事項】

特になし。

〔渉外部〕 (報告者: 渡辺渉外部長)

【報告事項】

1. 平成 29 年度「看護の日」イベント参加報告 (5/13)

決算報告・事業報告

【審議事項】

1. 技師会クリアファイル最終デザインで 5,000 枚の発注を行う。
→ 承認された (反対 0)。

〔組織部〕 (報告者: 松田副会長)

【報告事項】

1. 平成 29 年度第 3 回西播地区研修会 (報告者: 住ノ江理事)
日時: 平成 29 年 5 月 7 日 10:00~13:00
場所: 太子町あすかホール 研修室

【審議事項】

1. 東播地区第 1 回ナイトセミナー
日時: 平成 29 年 7 月 13 日 (木) 18:30~20:00
場所: 北播磨総合医療センター 大会議室
→ 承認された (反対 0)。
2. 神戸・阪神地区合同 施設責任者連絡者会議
日時: 平成 29 年 8 月 5 日 (土) 13:30~14:30
場所: 兵臨技研修センター
兵臨技 新人研修会 (兵臨技研修センター)
時間: 15:00~17:30
場所: 兵臨技研修センター
兵臨技 施設交流会 (新人歓迎会)
時間: 18:30~20:30
場所: 縁 (えにし)
→ 承認された (反対 0)。
3. 第 2 回西播地区施設責任者・施設連絡者会議
日時: 平成 28 年 8 月 9 日 (水) 18:30~
場所: 太子町 あすかホール (文化会館) 会議室
→ 承認された (反対 0)。
理事はメールで参加の可否を表示する。
認知症講習会の案内を行いたい (渡辺)。
丹但施設責任者・連絡者会議 (6/25) の理事の参加の可否を連絡する (中島)。

〔広報部〕 (報告書: 鳥居広報部長)

【報告事項】

1. ホームページ (HP) に新規および更新掲載しました (H29/4/28-6/8)。
 - 1) 技師会関係
 - ・日臨技 「病棟業務に必要な能力開発実践研修会 ~臨床検査を行うために必要な

前工程の集中型能力向上トレーニング～」について（案内）

- ・病棟業務に必要な能力開発実践研修会について（案内）
- ・会員数・施設数（4/23 現在）
- ・平成 29 年度定時総会議案書
- ・平成 29 年度第 1 回理事会議事録
- ・平成 29 年度臨時理事会議事録
- ・HYOGO ニュース・行事予定表（5 月号）
- ・日臨技季刊誌「ピペット」に関する報告並びにお願い
- ・第 38 回丹但地区研修会・第 8 回市民公開講座（案内）
- ・第 23 回 兵庫県医学検査学会（案内）
- ・HYOGO ニュース・行事予定表（6 月号）
- ・日本臨床検査技師連盟（日技連）Q&A について（修正のお知らせ）
- ・兵臨技 会員 Q&A

2) 関係団体

- ・第 4 回日本医療安全学会学術総会（案内）
 - ・平成 29 年度兵庫県公衆衛生協会中央研究会における演題及び演題原稿の募集（案内）
 - ・日本糖尿病療養指導士の認定更新について（お知らせ）
 - ・日本医療機能評価機構「医療安全情報」（お知らせ）
2. HYOGO ニュース 6 月号編集委員会はメール会議にて開催しました（5/12）。
3. 会員より依頼がありました HYOGO JOURNAL 掲載の論文別刷につきまして、当会 HP 「会員の皆様へ」⇒「HJ 投稿規程：別刷は総説、原著、研究、試薬と機器に対し、30 部贈呈する。」に従い作成することになりました。

【審議事項】

特になし。

〔学術部〕

【報告事項】

1. 平成 29 年度兵庫県医学検査学会実行委員会の報告（資料 3）
→ 学会用の専用アドレスを作成する。（真田）

【審議事項】

特になし

〔精度管理事業部〕（報告者：内川理事）

【報告事項】

特になし

【審議事項】

1. 平成 29 年度（第 37 回）兵臨技精度管理調査スケジュール

7 月上旬	精度管理調査の概要案内（HP）
7 月下旬	精度管理調査の詳細案内（定期発送・HP）
8 月 1 日（火）	参加申込み開始（JAMTQC）
8 月 31 日（木）	参加申込み締切（JAMTQC）
10 月 31 日（月）	参加費納付締切（JAMTQC で請求書、領収書発行）
11 月 5 日（日）	精度管理試料の作製・発送（作製場所： ）
11 月 16 日（木）	結果報告締切（試料到着後 10 日）
12 月中旬	メール、ホームページにて正解を報告
1 月初旬	解析締切（各研究班）
3 月初旬	解析集、参加証発送、
3 月中旬	精度管理報告会（県医師会館）

※詳細については、研究班と協議

→ 解析集のミスを極力減らすために、班長、副班長など 2 人でチェックする。
班長会議で検討する。

2. 精度管理調査について

- ・HYOGO ニュース 7 月号（ご案内）、9 月号（お知らせ）
- ・ホームページ・概要案内（7 月上旬）、詳細案内（7 月下旬）、申込み終了案内（9 月 1 日）、試料発送案内（11 月 6 日）、正解（12 月中旬）、解析集（3 月下旬）
- ・定期発送……… 詳細案内（7 月下旬）
- ・実施要項……… 分野毎の手引書（JAMTQC）、フォトは昨年度と同様
- ・評価表……… 自施設で出力（JAMTQC）
- ・解析集……… 発行・送付（3 月上旬）
- ・参加証……… 発行・送付（3 月上旬）
- ・参加費……… 昨年度と同様 ※コース、項目については、研究班と協議

→ 昨年までの問題点については班長と十分な検討を行う。

料金について減額してはどうか（渡辺）

今年度は予算を立てているので変更はできないが、次年度以降に向けて検討する（中町、竹川）。

どういう下げ方をするか難しいがシミュレーションを試みる（内川）。

参加していない施設に案内を送ってはどうか（佐藤）

全施設に施設長宛と検査室宛に 7 月定期発送で案内を送る。（決定）。

3. 解析編集委員の選出と委嘱状

各研究班長より推薦

→ 承認された（反対 0）。

4. JAMTQC ログイン権限者の設定

精度管理事業部担当者、解析編集委員

→ 昨年度の解析集を HP に載せたいので解析集が欲しい（鳥居）。

回答については JAMTQC の仕様変更の要望を提出する。

〔公益事業部〕（報告者：澁谷理事）

【報告事項】

特になし

【審議事項】

1. 平成 29 年度 兵庫県 健康福祉まつり

日時：10 月 28 日（土）～29（日）10：30～16：30

会場：播磨科学公園都市芝生広場（赤穂郡上郡町光都）

資料：県からの依頼書、事業予算書、事業計画書、出展(店)申込書

→ 2 日とも参加する。

予算書の形式が古いため、新しいフォーマットに予算書を書き換える
（雑収入→書き換える）。

〔資料〕

<資料 1>

公益社団法人 兵庫県臨床検査技師会

臨時職員就業規則

昭和 59 年 1 月 21 日制定

平成 20 年 1 月 1 日改定

平成 28 年 12 月 3 日改定

平成 年 月 日改定

第 1 章 総 則

（通則）

第 1 条 この規則は、公益社団法人兵庫県臨床検査技師会（以下本会という）事務局の臨時職員の服務規律、労働条件を定めたものである。

（定義）

第 2 条 この規則において、臨時職員とは、特定期間を定めて雇用し、特定の就業時間勤務する者をいう。

（規則の遵守義務）

第3条 臨時職員は、この規則を守り、与えられた職務を誠実に遂行しなければならない。

第2章 服務規律

(勤務心得)

第4条 臨時職員は、次のことがらを守らなければならない。

- (1) 就業時間中は、上長の指示に従い、熱心に仕事をする事
- (2) 時間を厳守し、与えられた仕事を、确实迅速に処理すること
- (3) 就業時間中は、許可なく職場を離れないこと
- (4) 備付の機械器具設備の保全、材料、動力、消耗品の節約
- (5) 技師会の機密、又は技師会の不利益となる事項を他にもらさないこと
- (6) みだりに欠勤、遅刻、早退をしないこと
- (7) 利益のため、技師会名を利用したり、技師会の物品を使用しないこと
- (8) 就業時間中許可なく、政治活動及び集会を、報道、掲示、文書・図書の配布・添付・署名運動の行為をしないこと
- (9) 職場の秩序維持に協力し、又は職場の整理整頓に心掛けること
- (10) 酒気を帯びて仕事をしないこと
- (11) 本会のパソコンでインターネット、E-mail等を私的に利用しないこと
- (12) 本会に許可なく、他の会社に籍を置いたり、自ら事業を営まないこと

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第5条 セクシュアルハラスメントに関する詳細は「セクシュアルハラスメント規程」により別に定める。

第3章 採用

(採用)

第6条 臨時職員は、満18歳以上で、本会が適当と認めた者を採用する。

2. 採用は会長・副会長、担当理事で決定する。

(提出書類)

第7条 雇入れられた者は、直ちに、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) その他、本会が指示したもの。
 - (3) 個人番号カードまたは通知カード(提示)
2. 本会は臨時職員と雇用契約書を作成する。
3. 第1項第1号、第2号で取得する書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。
4. 第1項第3号で取得する個人番号の利用目的は、次のとおりとする。
- (1) 給与所得の源泉徴収事務

- (2) 健康保険・厚生年金保険届事務
 - (3) 雇用保険届出事務
 - (4) 労働者災害補償保険届出事務
5. 雇用期間中に提出書類に内容に変更を生じたときは、その都度速やかに届け出なければならない。

(雇用契約)

第8条 本会は臨時職員を採用する場合、3か月を試用期間とする。

2. 雇用契約の期間は年度末までとする。1年以内の期間を個別に定めて雇用契約を締結する。

3. 本会は業務の必要に応じ契約を更新することがあるが、雇用契約は5年で満了とする。さらに雇用契約を延長する必要がある場合は、個別に契約を更新する。

(雇用契約の更新基準)

第9条 臨時職員の雇用契約は、次の判断基準により更新可否を決定する。

- 1. 契約期間満了時の業務量
- 2. 臨時職員の勤務成績、勤務態度
- 3. 臨時職員の業務遂行能力
- 4. 本会の事業状況（事業縮小、事業所閉鎖）
- 5. 従事している業務の進捗状況

(退職)

第10条 次の各号に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己の都合により退職を申し出て受理されたとき
- (2) 雇用契約期間が満了したとき
- (3) 死亡したとき

(退職手続)

第11条 臨時職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに会長に文書により退職の申し出をしなければならない。

(解雇)

第12条 次の各号に該当するときは、解雇する。

- (1) 精神又は身体の障害により、業務に耐えられないと認められたとき
- (2) 勤務成績又は能力がはなはだしく劣るとき
- (3) 本会の業務を妨げ又は著しく協力しないとき
- (4) 第2章に定める服務規律に、故意又はしばしば違反したとき
- (5) 本会に対して不誠実な行為があったとき
- (6) 欠勤が引き続き1ヶ月以上に及んだとき

(7) 天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、雇用の継続が困難となったとき

(8) その他、前各号に準ずる事由のあるとき

(9) 解雇の決定は、会長・副会長、担当理事で決定する。

(解雇制限)

第13条 業務上の事由による傷病にかかり、療養のため休業する期間及びその後30日間、ならびに産前産後の女性が労働基準法に定めるところにより休業する期間及びその後30日間は解雇しない。

(借用物の返還)

第14条 解雇された者は、本会から借用していたものを返還しなければならない。

第4章 勤 務

(勤務就業時間、休憩時間)

第15条 臨時職員の所定勤務就業時間、休憩時間は、次の時刻を基準として、各個人ごとに定める。

- (1) 勤務就業時間 87時間
- | | | |
|----|-----------------|---------|
| 始業 | 午前9時 | 午前9時30分 |
| 終業 | 午後5時 | 午後5時30分 |
- (2) 休憩時間 1時間
- | | | |
|----|----|------|
| 開始 | —— | 正午 |
| —— | 終了 | —— |
| | | 午後1時 |

ただし、業務の都合により繰り上げ、繰り下げることがある。

(休日)

第16条 休日は、次の休日を基準として、各個人ごとに定める。

(1) 土、日曜日

(2) 国民の祝日

ただし、国民の祝日が日曜日にあたる時は、その翌日

(3) 会が認めた臨時休日

2 業務上、その他必要あるときは、前項に休日を他の日に振替え、又はその数を増減することがある。ただし、4週間を通じ4日を下ることはない。

(欠勤)

第17条 臨時職員が欠勤するときは、あらかじめ本会に申し出て、所定の手続きをとらなければならない。

2 前項の手続きをあらかじめとることができない場合は、電話その他により、できるだけ早く上長に連絡し、その後速やかに所定の手続きをとらなければならない。

第5章 休 暇

(年次有給休暇)

第18条 臨時職員に対しては、労働基準法の定めるところにより、年次有給休暇を与える。

1. 採用の日から起算して6か月間継続勤務し、個別雇用契約に基づく全勤務日数の8割以上出勤した臨時職員に対して、次の表に掲げる日数の有給休暇を与える。

①週所定労働日数が5日以上の場合

勤続年数	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月 以上
年次有給休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

②週所定労働日数が4日以下もしくは1年間の所定労働日数が216日以下の者

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日 数	勤続年数						
		6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月 以上
4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2. 年次有給休暇を利用しようとする者は、所定の手続きにより原則として申し出なければならない。

3. 業務の都合上やむを得ない場合は、指定された日を他の時季に変更することがある。

4. 年次有給休暇は次年度に限り繰り越すことができる。

(産前・産後休暇)

第19条 6週間(多胎妊娠の場合14週間)以内に出産予定の女性臨時職員が請求した場合は、産前休暇を与える。

2. 出産した女性臨時職員は、8週間は休業させる。ただし、産後6週間を経過した女性

臨時職員から請求があったときには、医師が支障ないと認めた業務につかせることができる。

3. 妊娠中の女性臨時職員が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させる。
4. 産前産後の休暇期間中は無給とする。
5. 産前休暇の初日の属する月から、産後休暇の末日の翌日が属する月の前月までの社会保険料は免除する。

(母性健康管理のための休暇等)

第20条 妊産婦から、所定労働時間内に、母子保健法に定める健康診断又は保健指導を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

1. 産前の場合

妊娠 23 週まで	4 週に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週に 1 回
妊娠 36 週から出産まで	1 週に 1 回

ただし、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

2. 産後(1年以内)の場合

医師等の指示により必要な時間

妊産婦から、保健指導又は健康診断に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。

(1) 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤

(2) 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、休憩時間の延長、休憩の回数の増加

(3) 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する処置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするための作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

(生理休暇)

第21条 生理日の就業が著しく困難な女性臨時職員が請求した場合には、生理休暇を与える。

2. 生理日の休暇期間中は、無給とする。

(育児時間)

第22条 満1歳に達しない子を養育する女性臨時職員が請求した場合は、休憩時間の他、1日2回、各々30分の育児時間を与える。育児時間を必要とするときは、予め予定時刻等、本会と協議し書面により届出を行い、変更する場合も同様とする。

2. 育児時間中は、無給とする。

(育児休業・介護休業及び子の看護休暇・介護休暇)

第23条 制度の適用を受けることができる臨時職員の範囲その他必要な事項については、『育児・介護休業等に関する規程』に定めるところによる。

(公民権行使の時間)

第24条 臨時職員が勤務時間中に選挙権の行使、その他公民としての権利を行使するため、予め申出た場合は、それに必要な時間を与える。

2. 前項の申し出があった場合に、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することがある。

3. 臨時職員が裁判員又は補充裁判員となった場合若しくは裁判員候補者となった場合には、必要な日数及び時間を休暇として与える。

(1) 裁判員又は補充裁判員となった場合 必要な日数

(2) 裁判員候補者となった場合 必要な時間

裁判員等の休暇期間中は無給とする。

(忌引休暇)

第25条 臨時職員の親族が死亡したとき、別表の日数の休暇を取ることができる。この休暇は、死亡の翌日または当日から起算し、分割することはできない。また、勤務を要しない日及び休日も1日と数える。臨時職員と生計を一にする姻族が死亡した時は、血族と同様の休暇日数を取ることができる。忌引休暇期間は、有給とする。

死亡した者		日数
配偶者		7日以内
血族	父母、子	7日以内
	祖父母、兄弟姉妹、孫	2日以内
姻族	父母の配偶者、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子	5日以内

第6章 賃 金

(賃金)

第26条 賃金は、時間給とし、各人ごとに決定する。なお、契約を更新した場合も同様とする。

(賃金の支払)

第27条 賃金計算期間は毎月1日から月末で締切り、翌月10日に、臨時職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むことにより賃金を支給する。ただし、支給日が休日又は銀行休業日にあたる場合は、2日を上限として順次繰り上げる。

(賃金の種類)

第28条 賃金は、基本給、時間外・休日割増賃金、年次有給休暇手当、通勤手当とする。

(基本給)

第29条 基本給は、次のとおりとする。

時間給×総実働時間

(時間外・休日割増賃金)

第30条 就業時間が1日7時間を超え、又は休日に就業した場合は、その就業時間1時間につき、次の時間外・休日割増賃金を支給する。

(1) 時間外勤務手当 時間給×1.25

(2) 休日勤務手当 時間給×1.35

(3) 深夜(22時から5時)勤務手当 時間給×1.50

2 振替休日を与えた場合は、休日割増賃金を支給しない。

(賃金の控除)

第31条 賃金の支払に際して、給与所得税、社会保険料など、法令に定められた金額を控除する。

(年次有給休暇手当)

第32条 臨時職員が年次休暇をとったときは、年次有給休暇手当として、所定労働時間労働をした場合に支払われる通常の賃金相当を支給する。

(通勤手当)

第33条 臨時職員が自己の住居より勤務場所まで通勤するために交通機関を利用した場合は、通勤手当とした実費を支給する。ただし、日額1,200円、月額24,000円を上限とする。

(端数処理)

第34条 賃金計算に当たり、賃金項目ごとに、円単位未満の端数を生じた場合は、切り上げる。

(賞与)

第35条 臨時職員の賞与は支給しない。

(退職金)

第36条 臨時職員の退職金は支給しない。

第7章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第37条 臨時職員は、安全及び衛生の重要性を自覚し、上長の指示にしたがうとともに、就業規則を遵守しなければならない。

第8章 災害補償

(災害補償)

第38条 臨時職員が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

第9章 社会保険の加入

(社会保険の加入)

第39条 雇用保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続をとる。

第10章 無期労働契約への転換

(無期雇用契約への転換)

第40条 期間の定めのある雇用契約で雇用する臨時職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は、臨時職員の申し出により、現在締結している雇用契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2. 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する雇用契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している雇用契約については、その末日までの期間とする。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある臨時職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3. この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない雇用契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期雇用契約へ転換した職員に係る定年は、満60歳とし定年に達した日後の3月31日に退職とする。退職後も引き続き勤務を希望した場合は、解雇事由又は退職事由に該当しない者について、満65歳に達した日後の3月31日まで1年ごとに雇用契約を締結し、継続雇用する。

第11章 懲戒

(制裁の種類・程度)

第41条 制裁は、その情状により次の区分により行う。

(1) 譴責

始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給

始末書を提出させ、減給する。1回の事案に対する額が平均賃金の1日分の半額、総額が1ヶ月の賃金総額の10分の1を超えない範囲で行う。

(3) 出勤停止

始末書を提出させ、7日以内の出勤を停止し、その期間中の賃金は支払わない。

(4) 降格

始末書を提出させ、役職、職位、職能資格等の引下げを行う。

(5) 論旨解雇

懲戒解雇相当の事由がある場合で、本人に反省が認められるときは退職願を提出するように勧告する。ただし、勧告に従わない場合は懲戒解雇とする。

(6) 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即日解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。

2. 本会は、前項第1号から第6号の二以上を併科することがある。

(懲戒の事由)

第42条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、譴責、減給、出勤停止または降格とする。

(1) 正当な理由がなく、無断欠勤7日以上に及ぶとき

(2) 業務上の怠慢によって失態があったとき

(3) 就業規則を遵守しないときまたは違反したとき

(4) 業務上不正な行為があったとき

(5) 許可なく職場を離れたとき

(6) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退したとき

(7) 本会の秩序や風紀を乱す行為のあったとき

(8) 臨時職員の過失により個人番号が漏洩したとき

(9) その他前各号に準じる事由があるとき

2. 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、論旨解雇または懲戒解雇に処する。

ただし、情状により減給、出勤停止または降格とする場合がある。

(1) 正当な理由なく無断欠勤14日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき

(2) 遅刻、早退及び欠勤を繰り返す、そのため本会の業務運営に著しい支障を与え、数回にわたり注意したにもかかわらず改善の見込みがないとき

(3) 刑事事件で有罪の判決を受けたとき

(4) 採用に当たり最終学歴や職歴等、重要な経歴を偽り雇い入れられたことがわかったとき

(5) 故意又は重過失により災害又は業務上の事故を発生させ、本会に重大な損害を与えたとき

(6) 正当な理由がなく、しばしば業務上の指示、命令に従わなかったとき

- (7) 素行不良で著しく本会の秩序又は風紀を乱したとき
- (8) 本会において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき
- (9) 相手方の望まない性的言動等により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又その性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき
- (10) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき
- (11) 許可なく職務以外の目的で本会の施設、物品等を使用したとき
- (12) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、もしくはは求め、又は供応を受けたとき
- (13) 本会の業務上重要な秘密事項を外部に漏洩して本会に損害を与え、又は、業務の正常な運営を阻害したとき
- (14) 臨時職員が故意に個人番号を漏洩させたとき
- (15) 私生活上の非違行為や本会に対する誹謗中傷等によって本会の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき
- (16) 前条で定める処分を再三にわたって受け、なお改善の見込みがないとき
- (17) 第2章に定めた服務規律等に違反した場合であって、その事案が重大なとき
- (18) その他前各号に準ずる程度の行為があったとき

第12章 雑 則

(損害賠償)

第43条 臨時職員及び臨時職員であった者が故意または重大な過失によって本会に損害を与えたときは、損害の全部または一部の賠償を求めることができる。ただし、損害賠償を行ったことによって懲戒を免れることはできない。

附則

この規則は、平成28年12月3日施行する。

<資料2>

入会のご案内

- 日臨技および兵臨技に入会される方
日臨技年会費の事務手続き等について

- 1) 日本臨床衛生検査技師会ホームページから入会申込みし、都道府県技師会入会希望を兵庫県検査技師会としてください。同時に賠償責任保険加入手続きも実施されます。
E-mail アドレスに兵臨技からの案内が配信されます。

日臨技の入会専用ページは[こちらへ](#)

異動（勤務先・氏名の変更、転出等）、再入会、退会の際は、会員登録用紙の必要な書類を提出してください。

- 2) 日臨技入会費・年会費ならびに兵臨技入会費(免除)・年会費は日臨技へ払い込んでください。

- ・日臨技入会費：2,000 円
- ・日臨技年会費：10,000 円
- ・兵臨技年会費：5,000 円

合計 17,000 円

- 3) 日臨技から「日臨技会員証」、兵臨技から「兵臨技会員証」が郵送されます。

●兵臨技のみに入会される方

年会費 5,000 円

入会金 2,000 円 (H28 年入会より)

※注) (一社) 日本臨床衛生検査技師会 (日臨技) と (公社) 兵庫県臨床検査技師会

(兵臨技) 同時入会の場合は、兵臨技の入会金の 2,000 円 は免除となります。

納入方法

(1) 郵便振替：口座番号 01180-5-5170

(2) 銀行振込：口座番号 三井住友銀行 神戸営業部
(普通預金) 7433099

加入者名義

公益社団法人 兵庫県臨床検査技師会

上記の会費を振り込み、入会申込書を送付してください。

以下の用紙に必要な事項を記入し、兵庫県臨床検査技師会事務所まで送付して下さい。

- 1) 下記「会員登録用紙」をダウンロードし、「入会申込書」の必要事項を記入後、兵臨技事務所までメール、FAX、郵送してください。

直ちに会員としての資格を生じ、当該年度3月31日まで継続します。

異動（勤務先・氏名の変更、転出等）、再入会、退会の際は、会員登録用紙の必要な書類を

提出してください。

会員登録用紙 (Excel ファイル)

※新規施設の場合は下記の用紙も送付して下さい。

施設登録用紙 (PDF ファイル)

2) 兵臨技入会費・年会費は下記へ払い込んでください。

・兵臨技入会費：2,000 円 (H28 新規入会より徴収)

・兵臨技年会費：5,000 円

合計 7,000 円

(納入先は下記のいずれか)

・郵便振替：口座番号 01180-5-5170

・銀行振込：口座番号 三井住友銀行 神戸営業部 (普通預金) 7433099

加入者名義：公益社団法人 兵庫県臨床検査技師会

3) 兵臨技から「兵臨技会員証」が郵送されます。

4) 別途「臨床検査技師賠償責任保険」に加入される場合は、3/20、5/20、7/20 が申込み
期限 となりますのでご注意ください。

「臨床検査技師賠償責任保険」ご加入のご案内について

賠償責任保険のご案内は[こちらへ](#)

賠償責任保険加入依頼書は[こちらへ](#)

兵臨技事務所所在地 〒651-0085 神戸市中央区八幡通 4-1-38

TEL：078-271-0255 FAX：078-271-0256 E-mail：info@hamt.or.jp

<資料 3>

第 1 回平成 29 年度兵庫県医学検査学会実行委員会議事録

日時：平成 29 年 5 月 21 日 (日) 15:00~17:15

場所：兵臨技研修センター

出席者 (敬称略・順不同)：山下、今西、千田、大沼、中筋、山本、松谷、狩野、石井、丸岡、松田、綿貫、中町、真田、山中、佐藤、竹川、渡辺、鳥居、池本、藤原、澁谷、矢野、西光、井垣 (議事録作成者)

【議事内容と決定事項】 進行：綿貫

1. 今年度の学会の目的・趣旨について会長から説明 (中町)
2. 学会長から経過報告 (4/29 の学会打合せ会の議事録に添って) (松田)
 - 1) 学会

開催日時：平成 29 年 12 月 10 日（日）10：00～15：00

場所：神戸常盤大学

2) テーマ

メインテーマ：前進

サブテーマ：Go for it.

→ 当実行委員会で決定された。

3. 趣意書について

6 月末までに業者に提出する。（賛助さんに事務所から送る）

4. 予算書について（竹川）

予算書の変更点

→ 企業セミナー（15 分） 5 万円×6 社

→ スーツセミナー 行わない。

5. 市民公開講座について

行わない。

6. 特別講演について

認知症についてのテーマで医師に講師を依頼する。（担当：渡辺）

できるだけ早めに。

7. 特別企画

1) 「CT・MRI の見方」講演時間は 1 時間。（講師担当：中町）

2) 検鏡室を使用した教育企画

一般、血液、微生物、病理で考え、5 月末までに概要を決めて 6 月の定期便で案内する。（取りまとめ：大沼）

8. ミニシンポジウム

1) 日当直、緊急検査に必要な検査について

生化・免疫、血液・一般、輸血、微生物、生理で考え、概要を決めて 6 月の定期便で案内する。持ち時間 2 時間。（取りまとめ：狩野）

2) 検査説明、病棟検査について

チーム医療主催、持ち時間 1 時間。（担当：中筋）

3) 医療安全、インシデントなど

管理運営主催、持ち時間 1 時間。（担当：今西）

9. 一般演題について

40 題目標。各部門 4～5 題。

7 分発表、3 分質疑応答。企業セミナーは 15 分。

6 月の定期便で案内して 7 月～9 月末まで演題・抄録を募集する。

10. 抄録登録システムについて

日臨技システムの申し込みをする。（担当：真田）

11. 学会 HP について

日臨技の HP の中で案内する。（担当：鳥居）

12. 賞について

奨励賞を設ける。

対象年齢は30歳以下、賞の数は各部門に1題としたいが、詳細は演題の申込み状況を見て決める。

評価は座長が行う。

HPに奨励賞を設けることを掲載する。

13. 学生の動員について

神戸常盤大学 200名程度の動員

神戸大学附属、神戸学院大学 案内をかける。

14. 会場について（予定）

・神戸常盤大学

1号館1階 1101 90名 ①

1102 99名 ②

2階 1204 90名 ④

2号館1階 2401 70名 スタッフルーム

3階 顕微鏡完備の実習室（検鏡室） ⑤

4階 2401 204名 メイン会場 ③

・総合受付は2号館1階

・飲食可能

15. 会場の割振り

※ 会場①～⑤は 14 参照

※ 企業セミナーは 6 社、一般演題の後に予定（8 枠中のどこかで）

	10-11 : 00	11-12 : 00	12-13 : 00	13-14 : 00	14-15 : 00
① 90 名	一般演題＋ 企業セミナー	一般演題＋ 企業セミナー	ランチョン セミナー	一般演題＋ 企業セミナー	一般演題＋ 企業セミナー
② 99 名	一般演題＋ 企業セミナー	一般演題＋ 企業セミナー	ランチョン セミナー	一般演題＋ 企業セミナー	一般演題＋ 企業セミナー
③ 204 名	<特別企画> CT・MRI の見 方	<特別講演> 認知症疾患 について	ランチョン セミナー	<シンポ> 緊急検査・日当直検査	
④ 90 名	<シンポ> 医療安全・ インシデン ト	<シンポ> 検査説明・ 病棟検査	ランチョン セミナー	<シンポ> 病理	/
⑤ 実習室	<特別企画> 顕微鏡を使用した教育企画				